

令和7年度 第1回可児市上下水道事業経営審議会議事録

【日 時】 令和7年7月31日（木曜日）午後4時から午後5時45分まで

【場 所】 可児市役所 5階第1委員会室

【出席者】 審議会委員11人、事務局10人

1. 部長あいさつ

本日はご多忙の中、第1回可児市上下水道事業経営審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

可児市の水道事業は安全安心な水道水を安定的に供給する、また、下水道事業は適正な生活排水の処理を進めることを理念として業務を遂行しております。皆様におかれましては日頃から格別なるご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

本審議会是可児市上下水道事業経営審議会条例に基づきまして、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関して必要な調査及び審議を行うために設置された組織でございます。

今年度は農業集落排水事業を下水道事業に会計統合したことに伴い、可児市下水道事業経営戦略の改定を行います。あわせて、下水道使用料の見直しを検討することとしております。新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、今回は可児市の上下水道事業の概要や公営企業会計の仕組みなどについて情報提供させていただき、次回以降、適正な下水道使用料について本審議会で諮問させていただくことを予定しております。

委員の皆様におかれましては、様々なご立場から忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

2. 委員委嘱等

- ・委員の自己紹介
- ・事務局の紹介
- ・会長・副会長の選任

会長：丸山委員、副会長：大杉委員

3. 会長あいさつ等

【会長あいさつ要旨】

愛知工業大学の丸山です。長い期間にわたり、委員として出席していますが、今回は諮問があるということなのでしっかり議論できればと思います。よろしくお願いします。

【副会長あいさつ要旨】

可児市自治連絡協議会の副会長、中恵土の自治会長を務めております。これまで3期ほど務めました。今期もよろしくお願いします。

【定足数】

会長より定足数（11名出席）を満たすことの説明

【議事録署名者】

会長より議事録署名者として市原委員と岩井委員の指名

4. 議題

議題（1）～（4）について、事務局説明と質疑応答を行った。

- （1）審議会について
- （2）水道事業について
- （3）下水道事業について
- （4）公営企業会計について

発言者：☆＝会長 ○＝委員 ●＝事務局

【議題（1）審議会について】

【議題（2）水道事業について】

【議題（3）下水道事業について】

●議題（1）～（3）について説明

○汚水処理について、市内の久々利、横市川、矢戸川の3つの浄化センターと県の流域下水道を利用しているとのことだが、その処理区域の面積などについて教えてほしい。

●処理区域の面積については次回回答させていただく。市で排出される汚水量は約1,000万 m^3 である。その中で市内の浄化センターで処理する水量は10万～15万 m^3 である。残りの約99%は流域下水道で処理している。

○単独処理浄化槽と合併処理浄化槽について詳しく教えてほしい。

●単独処理浄化槽はトイレの汚水のみを浄化するものである。台所やお風呂の汚水はそのまま河川や側溝に排水する。そのため、悪臭の発生や洗剤が流れ込む恐れがある。一方で

合併処理浄化槽は家庭から排出されるすべての汚水を処理し、浄化された水が河川や側溝に流される。単独処理浄化槽の世帯が合併処理浄化槽に変更していただくことで、きれいな河川の維持や側溝の悪臭の改善につながる。

○久々利で新しく家を建てても、すでに浄化センターの処理能力が限界を迎え、下水道に接続したくてもできないという話を耳にした。合併処理浄化槽を設置する場合に補助金が支給されたとしても、工事費や年間の維持費用を合わせると下水道使用料以上にお金がかかる。久々利では空き家が増加傾向にあるため、空き家分の処理能力を新しい家のためにまわしていただけないか。

●同様の話は最近久々利の自治会の方から聞いている。今後、下水道課で対応を考えていきたい。

○流域下水道を使う世帯と市内の浄化センターを使う世帯では下水道使用料は同じなのか。

●汚水処理という同一サービスであるため、どの世帯も下水道使用料は同一である。

○合併処理浄化槽を設置する場合、補助金が支給されると聞いたがそれ以外の費用は自治体か個人のどちらが負担するのか。

○個人である。

○以前、各務原浄化センターを見学した際に、ここで可児市の汚水が処理されていると説明を受けたが、現在はどうなのか。

●現在も変わらずに各務原浄化センターで汚水処理を行っているが、一部は可児市の浄化センターで処理している。横市川や矢戸川の浄化センターは元々、農業集落の汚水を浄化する目的で始まった農業集落排水事業である。事業は流域下水道とは異なるが、汚水を処理する点で目的は同じである。経営状況を明確にするため、令和6年度に下水道事業に統合された。使用料体系はどちらの事業も同じであるが、経営が統合されたことを機に、望ましい使用料についてみなさまにご意見をいただきたい。

○計画処理区域内人口と処理区域内人口の違いを教えてください。

●浄化センターを建設する際には、施設の汚水処理能力をどの程度にするかを事前に決定する必要があり、その基準のひとつが計画処理区域内人口である。そして、実際の人口が処理区域内人口である。

○先ほど、久々利浄化センターは処理能力がすでに限界を迎えていると話があった。しかし、資料2の19ページを見ると、計画処理区域内人口の1,390人に対して、処理区域内人口は864人である。まだ余裕がある状態ではないのか。

●施設の経年劣化に伴う処理能力の低下により、処理できる水量が減っている。人口にはまだ余裕があるが、実際に流入する水量が上限に近い状態である。水量が上限を超えると、処理能力が低下し、水質が悪化する。そのため、現在は新規の接続はご遠慮いただいている状態である。

【議題（4） 公営企業会計について】

●議題（4）について説明

☆水道事業も下水道事業も収益的収支と資本的収支の2つの財布があるイメージである。収益的収支は、水道料金の収入や受水費などの短期的なお金の動きを示す。水道の場合、年間約25億円の水道料金などの収入があり、約21億円が受水費などで支出され、残りの約4億円が利益である。一方、資本的収支は長期的なお金の動きを示す。水道施設は耐用年数が約50年と長く、住宅ローンと同様に長期的に資金管理を行うべきである。つまり、短期的な収支と長期的な収支のための財布があるという考え方である。そのため、水道管などの修繕費も資本的支出である。下水道も同様の考え方である。減価償却費や長期前受金戻入などのその他の単語については経営戦略で確認していただきたい。

●今年度は経営戦略を改定するため、現在の経営戦略を参考資料として今回提供している。どのようなものであるか確認していただき、ご不明点等があれば、次回以降ご質問いただきたい。

○資料2の30ページに記載がある2つのグラフについて、これは水道事業と下水道事業のグラフであるか。

☆このグラフは水道と下水道の会計の仕組みを表現している。

●実際の数字を入れ込んでいるのではなく、収支の考え方を示しているものである。グラフは下水道の決算数値を参考に作成しているが、水道と下水道はどちらも考え方は同じである。

○収益的収支の利益を資本的収支のマイナス部分に充当することで赤字か黒字であるかが分かるのか。単年度では難しいかもしれないが、利益を充当した結果から料金を値上げし

なければいけないか現状維持でよいのか判断できるのか。

●収益的収支の利益を資本的収支のマイナスの部分に充当するという考え方である。

現金の動きを把握していないと支払いができなくなる可能性がある。そのため、次回以降は現金の動きを示させていただきたい。非現金という現金を伴わない収支だけで考えると、現金が不足してしまう恐れがあるため、現金の収支も含めて、使用料改定の検討を進めていきたい。

○収益的収支と資本的収支どちらも重要ということであるか。

●資料2の30ページでは図式的に表しているが、次回以降は折れ線グラフのような簡単なグラフを用いて現金の動きなどを説明したい。このグラフは不足部分をどうするかを示す図式的なものであるため、次回は別のグラフを用いて現金の動きについても説明したい。

○資料2の30ページのグラフが示す純利益と減価償却費について、純利益はプールした利益であり、減価償却費は経費ではあるが実際は現金として支出されない。この2つを合わせて、資本的収支の収支不足額に充当するという事で間違いはないか。その場合、グラフでは資金的収支の収支不足額が足りないように見られるがどうか。

●このグラフは割合に差があり、足りないように見える。しかし、実際の額で考えた場合、足りている。

○資料2の32ページの表より、減価償却費の7億、純利益の3億を合計して10億になる。33ページの過不足額は4億であるため、充当すれば足りるということか。

●そうである。資料2の30ページのグラフは収支不足額の割合が大きく見えるため、充当しても不足しているように見えるが、実際の額は足りている。

○長期前受金が収入で戻入されるが、これは名目上のお金であるため、控除したという考え方で間違いはないか。

●減価償却費から長期前受金戻入を控除したものの残りと純利益で補填するという考えである。

○収益的収支の長期前受金戻入に対応する部分は収入と支出どちらにも計上しなければならないということか。

●非現金である減価償却費は費用であり、長期前受金戻入は収益であるため、実際に補填

できる額は、減価償却費から長期前受金戻入を除いた額である。

○長期前受金は経理上、収入で戻入もするが、控除もするという意味であるか。純利益の3億と減価償却費の7億は収支不足額に補填されるということであるか。

☆そうである。長期前受金戻入は施設を整備するときに国から入るお金を耐用年数で割り、少しずつ収入している。減価償却費は施設を整備するときにまとまったお金が出ていくが、そのすべてを単年度で計上せず、耐用年数で割った額を毎年費用とするということである。実際に支出される額ではないため、それを戻すという考え方である。そのため、減価償却費は現金の収入があるという見方をする。一方で、長期前受金戻入は収益ではあるが、現金の収入はないという見方である。つまり、実際には現金の動きを伴わないプラスとマイナスという考え方である。今回の資料は概念図であるため、次回以降、実際の現金の動きや赤字になるべきでない項目について具体的に理解を深めていきたい。

○最終的に資本的収支の残高が預金通帳の繰越金と合致するということか。

☆次回以降、下水道使用料について具体的な議論やシミュレーションを行う。
受水費や流域下水道維持管理負担金は県の料金改定により自動的に費用が決まってしまう。ここ数年でどのような動きがあったか説明してほしい。

●水道については、県から値上げする話は聞いていない。下水道については、令和6年度から単価が6円値上がりした。そのため、6年度決算の流域下水道維持管理負担金は大きくなっている。

☆愛知県内では、受水費の値上げに併せて水道料金を値上げした自治体もある。
資料2の27ページに記載があるように、令和8年度から12年度までの下水道使用料について事務局から様々なデータをもらい、適正な使用料について議論を進める。水道料金も下水道使用料も最終決定は市議会であり、条例で定められるものであるが、この審議会では事務局から出された案に対して、妥当かどうかを結論付けて諮問に答申を行うことを役目として議論を進めたい。

○下水道事業について、事業内容は大きく変化しないのか。支出項目について、流域下水道維持管理負担金の値上がり以外には大きく増加する項目はないか。それとも、突発的な大きな支出を想定しているのか教えてほしい。

●経営について、現在の下水道エリアから大きく広げる予定はない。そのため、現在ある事業の中で今後の排水量や物価上昇を加味し、収支計画という形で最終的に示させていた

だく。そこで現金の動きなどを見たうえで、使用料を検討していただきたい。令和9年度、10年度といった近いうちに大きな事業を控えていることはないため、現在ある事業の中で考えていただければよい。

○最近、全国的に管渠の老朽化による事故についてよく耳にする。可児市の管渠もかなり老朽化していると思うが、管渠の点検費用は上下水道の事業費から支出されるのか。支出される場合、現在点検をしているかどうか、また、災害対策の予算についても一般的な予算か上下水道の予算のどちらから支出されるのかを教えてください。

加えて、下水道管が可児市から各務原市まで通っている場合、美濃加茂市など様々な場所も通っていると考えられる。その過程で万が一のことが起こった場合、どのような対応を行うのかを教えてください。

○以前、各務原浄化センターを見学した際に汚水は可児市から浄化センターまで時速約50キロで大きな下水道管を通ってくると聞いた。

☆老朽化している管はシミュレーションでどのような更新計画や点検を行うかを決めたいうえで計画的に改修されると思うが、その内容について、次回以降に教えていただきたい。

○今後のスケジュールは、資料2の33ページ下記にある水道の内容と同様に、下水道事業についても10年間の収支の見通しを示してもらい、現行の下水道使用料について議論し、答申するという流れか。

○工業団地は工業排水管と生活污水管を独自で使用を開始して約50年になる。約4年前からカメラ調査を行い、壊れていた箇所は修繕している。

先日、工業団地内の中部電力変電所付近の交差点で道路まで噴き出すほどの漏水があったが、上水道管については調査をしているか。

●上水道管の点検については、水道事業で毎年予算を計上して実施している。約3年弱で可児市内を一周する計画である。先日の漏水については、本管ではなく給水管からの漏水であった。本管は1年の点検で約100カ所前後の漏水が発見され、順次修繕している。大規模な漏水が発生しないように対策を講じている。

○単独処理浄化槽について、台所やお風呂の汚水は河川にそのまま排水するということが、その河川の水質調査は水道課が行っているのか。

●公共用水域であるため環境課が定期的に水質調査を行っている。下水道課では処理場から排出される水について、調査を行っている。

○災害時の対応について、非常用トイレの準備があると説明を受けたが、これらはどこにあるのか。

●各避難所のほか、水道部庁舎の倉庫に予備もあり、避難者数によって臨機応変に対応できるように準備している。

○可児市の災害が少ない点はあるがたいことであるが、万が一の際、トイレに関する問題が一番心配である。非常用トイレの準備がある家庭は少ないと思うが、準備は必要であるか。

●準備があれば、自宅待機の際に活用することができる。状況によっては避難所に行くより、自宅待機しているほうが安全な場合もある。そのため、各家庭で3日から1週間分くらいの非常用トイレを準備しておくように呼びかけを行っている。

○非常用トイレの使い方の講習を受けたことがあるが、避難所に行けば同じような形式のトイレが準備してあるか。

●そうである。

☆災害時には水や食料よりもトイレに一番困るという話を耳にする。管に被害があると自宅の汚水処理に影響が出る。大きなビルの場合は汚水が噴き出すこともある。資料2の26ページのような携帯トイレは値段が高いものではないので、自宅に準備しておくといい。大規模な災害に対応するために下水道整備を進めると莫大な費用が必要である。下水道に関する災害対策をすべて下水道事業で対応するのは難しいのではないかとと思われる。災害対策については別の部署が担当しなければいけない部分もある。

○非常用トイレには、簡易トイレと携帯用トイレがあり、簡易トイレは座る形式のものである。一方、携帯用トイレは袋と凝固剤のセットであり、個人で準備しておくべきものである。また、一時避難所(いつときひなんじょ)と一次避難所(いちじひなんじょ)にも違いがある。一時避難所は自治会が定める場所であり、一次避難所は役所が指定する場所である。

○災害時には、水道事業はどのような対応を行うのか。断水時に給水車だけで対応できるのか。

●各地区センターに組み立て式のタンクを準備しており、そのタンクに給水するためにま

わる。

○資料 2 の 6 ページで緊急時の連絡管として挙げられた、美濃加茂市と中津川市の管はいつ接続されたのか。

●平成 25 年に接続された。多治見市の小名田にある県水の配水場と桜ヶ丘の配水場が接続された。

☆能登半島の震災時には、各自治体からの給水車の応援や、自衛隊による給水活動が行われた。南海トラフ地震が発生した場合には、広い範囲で被害が発生し、他自治体の応援は難しいと考えられる。そのため、各家庭で数日分の備蓄はしておくべきである。
今後のスケジュールについて、事務局から説明していただきたい。

●資料 2 の 38 ページについて説明

5. その他

【今後のスケジュール等】

- ・ 次回の開催日は 9 月 1 日(月)16 : 00 開始予定
- ・ 委員報酬についての説明

(会議終了)